

【目的】

国・県・市の基本方針を受け、いじめ防止に向けた学校づくりを推進することを目的とし、学校・家庭・地域が一体となって、いじめの未然防止・早期発見及び早期対処のための対策を総合的かつ効果的に推進していくために策定する。

【いじめの定義】

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめについての基本的な考え方】

いじめの定義を受け、私たちは「いじめは人として絶対に許されない」との強い意識を学校全体で共有し、本校教育目標の具現化に向けた取組を、学校・家庭・地域の連携のもと、一丸となって推進していく。

いじめ対策委員会

いじめ対策委員会Ⅰ〔校内組織〕

- いじめを含めた生活指導諸問題について共通理解を図り、全職員で指導にあたる。
- 構成員…全職員
- 毎月1回「教育相談」の時間を設定。その他、必要に応じて。

〈未然防止〉

- 子どもの問いを大切にした「わかる授業」の創造
- 心を育てる活動の充実
 - ・縦割り活動を通じた人間関係の構築
 - ・道徳の授業の工夫・改善
 - ・特別活動の活性化
- 児童の創意工夫を生かした活動

〈早期発見〉

- 子どもと向き合う朝の時間の充実
- 「ハッピーファイル」の活用（年3回）
- 定期的な「生活アンケート」の実施
- 定期的な個別面談の実施（年3回）
- 保護者対象の学校評価アンケートの活用
- 関係機関との日常的な情報交換
- 休み時間や昼休みの校内巡視

いじめ対策委員会Ⅱ〔専門家・外部組織〕

- いじめの防止・早期発見・対処に関する積極的な取組について話し合う。
- 構成員…本校職員、PTA本部役員
民生委員、主任児童委員
老岐市教育委員会
老岐警察署
- 必要に応じて開催する。なお、事案の内容や緊急性を考慮し、組織する。

〈早期対応〉

- いじめの情報キャッチ
※児童アンケート、個別面談、保護者や地域からの連絡など
- いじめ対策委員会Ⅰ（必要に応じてⅡ）
※情報整理、対応方針、役割分担
- 事実の究明と支援・指導
※事実の把握、被害児童の救済
- 被害児童への継続した支援
- 加害児童・傍観児童への継続指導
※見守り、対話、相談
- 保護者への継続した支援・助言

【いじめ解消の要件】 いじめが解消している状態とは…

- ① いじめに係る行為が止んで、相当の時間（少なくとも3ヶ月）が経過していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- の、以上2要件が満たされている状態を言う。